11月号
2026年

協会けんぽ
高知支部からのお知らせ

▲バックナンバーはこちら

職場の皆さまで回覧をお願いします

事業主様へ3つのお願い

1.「被扶養者状況リスト」のご提出はお済みですか?



提出期限

令和8年12月11日(金)まで

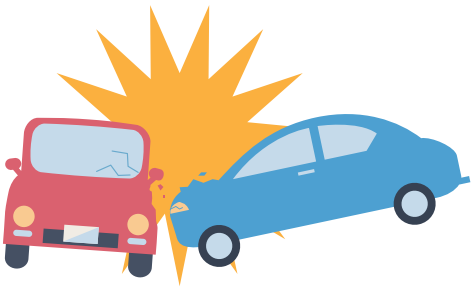
協会けんぽから事業主様へ10月下旬より「被扶養者状況リスト」をお送りしています。
被扶養者様の資格条件が満たされているかご確認いただき、期日までにご提出ください。



※再確認の対象者がいない場合は、「被扶養者状況リスト」はお送りしておりません。

被扶養者資格再確認の詳細はこちら

2. 交通事故や喧嘩など、第三者行為によるケガで健康保険を使用するときは「第三者行為による傷病届」をご提出ください



交通事故



暴力行為



他人の飼い犬にかまれた

など

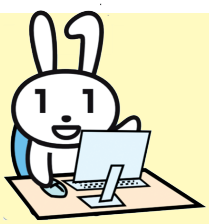
なぜ協会けんぽへ提出が必要?

本来、相手の行為によってけがをしたときの治療費は、**加害者(相手方)が負担するべきもの**です。
ただし、健康保険を使用した場合、その治療費を、協会けんぽが**一時的に**立て替えて支払うことになります。
後日、協会けんぽが立て替えた費用を加害者側に請求するために、**「第三者行為による傷病届」の提出**が必要となります。



第三者行為による傷病届等の詳細はこちら

3.「医療費のお知らせ」一斉送付終了のお知らせ



協会けんぽによる事業所宛の「医療費のお知らせ」一斉送付は、令和7年度（令和8年1月送付分）で終了いたしました。

今後は、「マイナポータル」から、医療費情報をご確認いただきますようお願いいたします。

あんなことや
こんなことも！

マイナポータルで医療費情報を確認するメリット！



スマートフォンやパソコンからいつでも医療費情報を閲覧（※）可能！

（※）受診した月の翌々月の11日以降に閲覧できます。なお、1月から12月までの1年間分の情報は、原則2月9日以降に閲覧できます。

マイナポータルの医療費ページは
こちらから▶



便利でおすすめ！

確定申告（医療費控除）でe-Taxと連携すれば自動入力が可能！

医療費控除を受ける方へ（確定申告特集）はこちら▶
※令和8年分は12月上旬に更新予定です。



紙の「医療費のお知らせ」を希望される場合

令和8年1月～12月診療分の医療費のお知らせについて、書面による送付を希望される場合は「医療費のお知らせ依頼書」にて、令和9年3月以降にご依頼ください。

※医療機関から協会けんぽに医療費のデータ（レセプト）が届き、医療費のお知らせに反映されるまで、受診月から3か月程度かかります。確定申告の期間内に間に合わない場合があるため、ご留意ください。

「医療費のお知らせ依頼書」は
こちらから

〒780-8501 高知市本町4-1-24 高知電気ビル新館2階
TEL 088-820-6010（代表）

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ